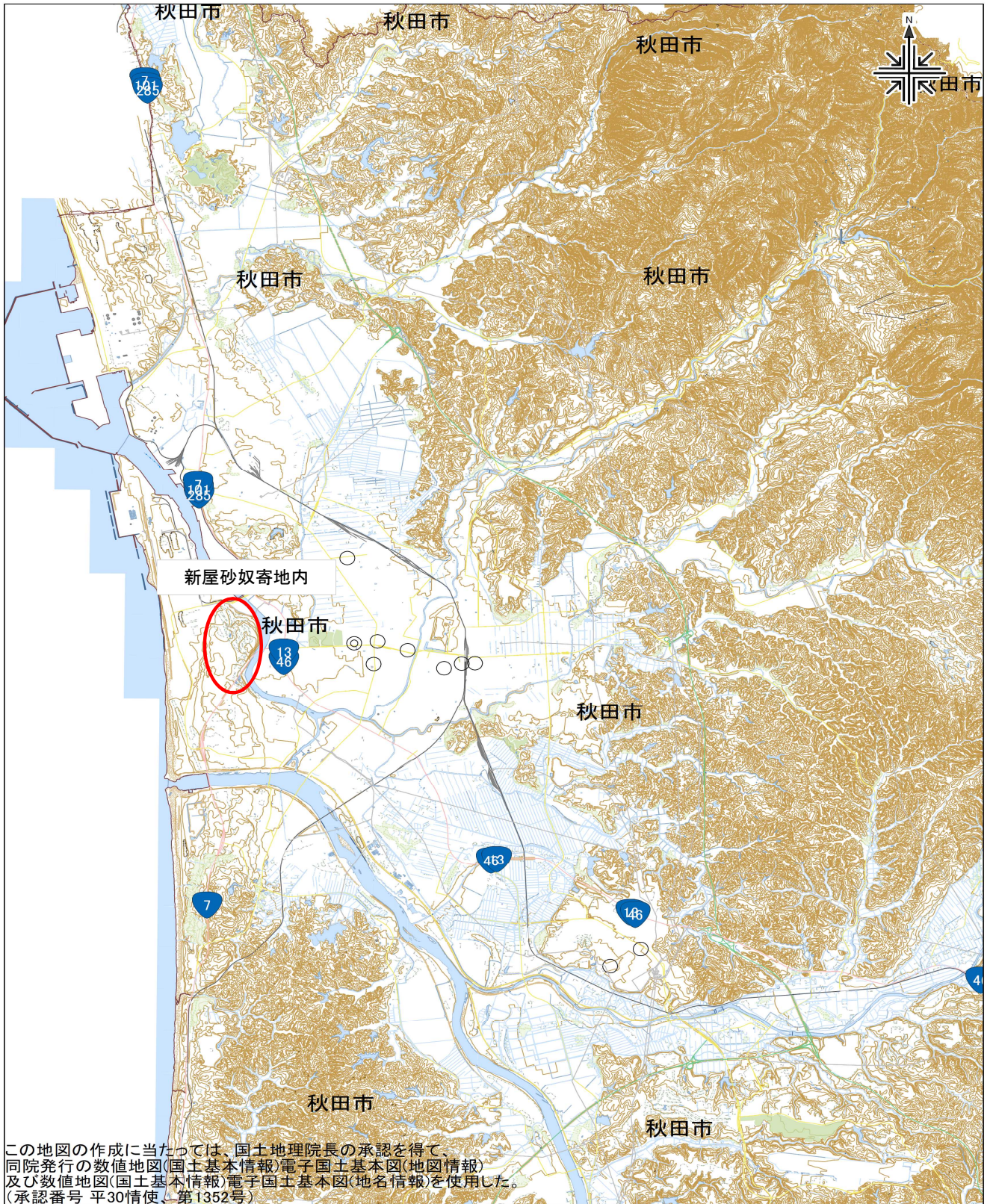


設計書

工 種	農 森 委	課		担		設計担当者 農地森林整備課 森林整備担当
委託番号	第 10 号	長		当		

年 度	令 和 7 年 度	作成年月日	令和7年7月15日
委 託 名	マツ林・ナラ林等景観向上事業伐倒処理業務委託その1	業務内容	
委託箇所	秋田市新屋砂奴寄地内ほか	森林調査（マツ林）	3.5 ha
		枯損木伐倒処理（マツ林）	264.94 m ³
設計金額			
財源区分	国補 ・ 県補 ・ 市単		
契約履行期間	契約締結日の翌日から		
	令和8年2月20日(金)まで		

令和7年度 マツ林・ナラ林等景観向上事業伐倒処理業務委託その1 位置図



マツ林・ナラ林等景観向上事業（伐倒処理）その1 標準仕様書

（適用範囲）

第1 本仕様書は、「マツ林・ナラ林等景観向上事業伐倒処理業務委託その1（以下「業務」という。）」に適用するものであり、特別な指示のない限りこの仕様書に従い業務を実施しなければならない。

（目的）

第2 本業務は松くい虫被害等により枯死し、景観維持および安全面から支障になる立木の伐倒処理により、景観改善と市民の安全や財産を守ることを目的とする。

（業務概要）

第3 本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 業務箇所 秋田市新屋砂奴寄地内ほか
- (2) 業務内容 森林調査 一式
マツ林森林調査
枯損木伐倒処理 一式
マツ林伐倒処理
運搬処分 一式

（事前協議）

第4 業務実施に当たり受託者はあらかじめ監督員の指示を受け、具体的な方法について当該地内の施設運営者と十分協議し、業務を実施しなければならない。

（受託者の義務）

第5 受託者は、契約の履行にあたり、関係法規・規則等諸法令を遵守するとともに、労務者の管理等法律の定めるところに従い、遺漏のないよう実施すること。また、対象林地の保護管理、特に火災等の予防には万全の措置を講ずること。

（業務の履行）

第6 受託者は、履行時期について当該地内の施設運営者と十分に協議するとともに、伐採箇所の確認を十分に行い、誤伐等がないように業務を実施しなければならない。

2 森林調査は伐倒処理に先行し以下のとおり実施すること。

- (1) 調査対象地内の枯損木を毎木調査し、ナンバーテープにより番号を付すこと。
- (2) 枯損木調査データは、枯損木の本数及び材積について集計を行い、枯損木調査表にとりまとめるものとし、集計したデータはCD-R等に保存して提出すること。

3 伐倒処理にあたっては、以下のとおり実施すること。

(1) 伐倒方向に十分注意するとともに、伐採の高さは、できるだけ地際から伐採するものとする。

(2) 伐倒木等は、敷地内や道路周辺等に放置しないものとし、併せて土砂の流出等が生じないよう十分に配慮するものとする。

4 伐倒処理材については監督員と協議し、適正に処分すること。

(写真管理)

第7 写真管理にあたっては、以下の通り整備すること。

(1) デジタルカメラにより撮影し管理データを提出すること。

(2) 施工箇所の全景写真（撮影が困難な場合は数箇所多方面から撮影）

(3) 施工前および施工後の写真（原則同一構図とする）

(業務の完了)

第8 受託者は、本業務が完了したときは速やかに業務完了報告書をもってその旨を委託者へ通知すること。

(その他)

第9 上記のほか、秋田県が制定する「安全・安心な森整備事業実施要領」および「マツ林・ナラ林等景観向上事業実施基準」に基づき業務を実施すること。また、本仕様書に記載のない事項については監督員の指示を受けること。

内 訳 総 括 表

枯損木伐倒処理業務委託						
項目	名称	単位	数量	単価	金額	摘要
森林調査	マツ林森林調査 新屋砂奴寄地内	ha	3.50			単価表【1】
伐倒処理	マツ林伐倒処理(伐倒・枝払・玉切り・集積・運搬・処分) 新屋砂奴寄地内	m ³	264.94			単価表【2】
委託価格						一万円未満切捨て
消費税						10%
業務価格計						

単価表【1】

(マツ林森林調査)

●工程:現地調査・被害木調査・集計表作成

1ha当たり

項目 (調査内容)	普通作業員			軽作業員			計	備 考			
	員数	単価	金額	員数	単価	金額					
直接費 ・現地調査 ・境界調査 ・毎木調査	人	円	円	人	円	円	円	・県営林立木調査(間伐)歩掛を準用 A＝県営林間伐(スギ)時立木本数 289本/haの調査を標準歩掛として引用 B＝H29～R1年度全県実績引用 974.90haで46,853本のマツ枯死木。48本/ha C＝B/A＝			
								(調査技師)		(林業作業員)	
								県営林歩掛・易 (ha当り) D	C × D	県営林歩掛・易 (ha当り) D	C × D
1 現地調査											
2 境界確認											
3 毎木調査(外業)											
毎木調査(内業)											
小計								(小計)		(小計)	
間接費 諸経費								(諸経費率 %以内)			
合計											
計(業務委託費)								1ha当たり単価		円/ha	

※県営林関係例規集(県営林経営事業積算基準編)第6章調査事業を基に作成。

単価表【2】

(マツ林伐倒処理)

●工程:伐倒・枝払・玉切り・集積・運搬

1m3当たり

区 分		数量	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
費 用	細 分				
直接費 (伐倒費・集積費)	伐倒・枝払 (機械持ち)	人		①	※高所作業員
	伐倒・枝払・玉切り (機械持ち)	人		②	※特殊作業員
	伐倒・枝払・玉切り・集積 (補助員)	人		③	※普通作業員
	集積 (林業機械運転)	人		④	※特殊運転手
直接費(運搬費)	運搬	m		⑤	
直接費(機械経費)	高所作業車 フェラーバンチャザウルスロボ	m		⑥	
処理費		m		⑦	
諸経費				⑧	①～⑦ 円 の %以内
合計					①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧

※1本あたり立木材積は松くい虫被害木の平均材積から作業効率を算定

※集積については林地の傾斜が普(5度以上10度未満)であり、20mまでの集材距離を想定。

枯損木集計表

※目視調査による想定数量として

対象箇所・樹種	枯損木本数	枯損木材積
砂奴寄 5 北 マツ	240本	161.52m ³
砂奴寄 7 南 マツ	110本	74.03m ³
砂奴寄 7 西 マツ	30本	20.19m ³
天秤野南 マツ	13本	9.20m ³
合 計	393本	264.94m ³

箇所図（新屋町字砂奴寄）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)
及び数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地名情報)を使用した。
(承認番号 平30情使、第1352号)

UserID = 190543

1/8500

0 100 800m